

エネルギー価格の変動に対応する

中小企業等の体質改善・CO₂削減を応援します！

1. 受付方法等

申請受付期間	補助率	補助上限額	対象者決定方法
令和6年2月1日(木) ～予算に達するまで (受付時間 9時～17時)	1 / 2	500万円	原則、先着順 (「3. 申請にあたっての注意事項」参照)

2. 対象事業

① 設備更新等

条件：15年以上使用している設備の**高効率設備***への更新に限る (照明設備は対象外)

*「高効率設備」：以下の3つのいずれかに該当する設備

1	省エネ法のトップランナー基準達成率100%以上の設備
2	経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」の対象設備 (HP参照) https://sii.or.jp/shitei04r/search/
3	1, 2以外の設備で一般的な設備と比べ10%以上の省エネ改善効果が認められるもの



高効率空調設備



高効率ボイラー



太陽光発電設備
+ 蓄電池

② 再エネ活用設備の導入・更新

条件：再エネ活用設備のうち**太陽光発電は蓄電池を併設すること** (蓄電池のみの新規設置可)

3. 申請にあたっての注意事項

- ・受け付けは先着順です。
- ・ただし、予算額を超えた日の申請については、抽選により対象者及び補欠者を決定します
- ・補欠者を補充するための受付を行う場合があります
- ・対象者は県内で事業を行う中小企業等です (詳細はHP参照)
- ・令和4年度募集「埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 (緊急対策枠)」又は令和5年度募集「埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 (通常枠・緊急対策枠)」のいずれかを受給した方又は受給予定の方は対象外です
- ・同一の設備で、国等の補助金との併用はできません
- ・同一事業所で、「埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金」、「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金」との併用はできません

【申請先】 令和5年度CO₂排出削減設備導入補助金事務局

(委託先) 東武トップツアーズ (株) 電話 050-6875-7560

※電子申請での受付となります。URLが決まり次第、下記HPでご案内します (郵送・電子メール・FAX・持参は不可)

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3021 E-mail a3030-25@pref.saitama.lg.jp

※情報は県HPで更新していきます。以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5co2hojo-kinkyutaisaku2.html>



4. 対象経費

【補助対象経費】

設備費、工事費 ※補助対象経費の合計が**30万円以上の事業**が対象となります

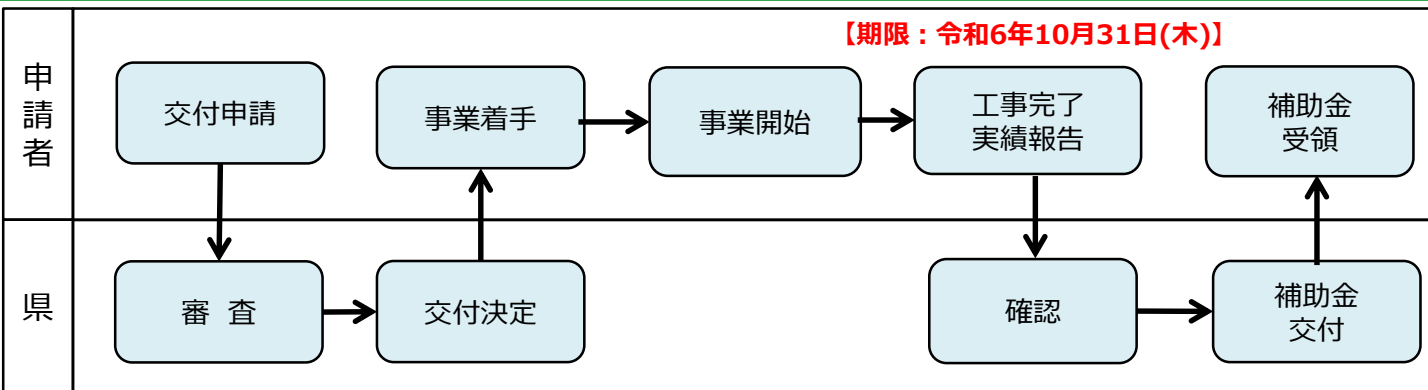
【補助対象外経費】

能力の増強に係る経費、撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

※設備更新前後で原則、能力の増強は認められません

※既存設備の撤去に係る費用は補助対象外です

5. 事業フロー



6. 事業実施・実績報告に係る留意事項

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならない**ものとします
- 実績報告書の提出期限は、**令和6年10月31日（木）**です
- 実績報告までに「埼玉県環境SDGs取組宣言企業」宣言書の提出が必要です
- 実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）

7. 申請書提出にあたって

- 電子申請での受付となります
- 申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください
※郵送・電子メール・FAX・持参での受付は行いません。詳細については、県ホームページをご確認ください

8. 申請書類

- 申請書
- CO2削減量算定シート
- 見積書（2者以上）
- 導入機器のカタログ等（設備更新の場合は**高効率設備であることが確認できるもの**等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書 等）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し（損益計算書、貸借対照表、青色申告書 等）

※詳細は県ホームページをご確認ください



SDGs 未来都市
埼玉県